平成２２年（フ）第７８３号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目１番１―702号
債務者　重倉　倫子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９２号
札幌市南区澄川５条５丁目６番17号　マンション銀華102号
債務者　若松　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９９号
札幌市北区北23条西３丁目２番37―906号、住民票上の住所札幌市南区北ノ沢２丁目13番11号
債務者　大友　和代（旧姓下次）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１５号
札幌市西区発寒６条９丁目３番23―103号
債務者　小枝　祐貴
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４０号
札幌市南区川沿９条４丁目１番５号　川沿団地Ｅ―204鶴岡昭男方
債務者　鶴岡奈穂子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９９号
北海道千歳市信濃３丁目２番１―402号
債務者　平岡　智子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１８号
札幌市豊平区中の島１条９丁目５番３―102号
債務者　石河　耕七
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４２号
北海道千歳市新富２丁目３番16―107号
債務者　千葉　優彦
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４５号
札幌市北区北25条西５丁目１番21―703号
債務者　辻　　光一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３号
北海道天塩郡遠別町字北浜166番地の５
債務者　有田　環美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第１７８号
岩手県花巻市四日町３丁目９番10号　レオパレスなめとこ山１―205号
債務者　松岡　育美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８９号
盛岡市本宮字小幅12番地１　マンショングリーンビューＣ―305号
債務者　伊藤　孝弘
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０２号
岩手県北上市中野町３丁目１番22号
債務者　神戸　博子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０８号
盛岡市東山１丁目20番３号　佐々忠コーポ８号
債務者　吉田　裕一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０９号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第９地割10番地101
債務者　内藤さち子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１０号
盛岡市東中野町22番17号
債務者　石原　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９９号
群馬県安中市原市1681番地３　トトロガーデンⅡ103号
債務者　相合征一郎
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部